

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第2721号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件

平成28年(ワ)第825号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外53名

被告 国 外1名

準備書面30

損害各論の総論

2018(平成30)年7月4日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸

同 宮下 和彦

同 近藤 恭典 外

本書面は、原告らの損害の額に関する基本的な考え方及びその根拠について明らかにするものである。

なお、原発事故発生前の生活状況や、避難の経緯、避難後の生活状況等、原告ごとに事情が異なるため、それぞれの原告が主張する損害額が必ずしも本書面に記載した考え方に一致するものではないことを付言する。

また、避難者一般の損害費目は、本書面に挙げたものに限られないと思われるが、本書面では、本件原告らに關係のある損害費目に限って挙げている（例えば不動産喪失損害については挙げていない。）。

第1 積極損害

1 避難交通費，一時立入移動費，面会交流費

(1) 概要

ア 避難交通費

原告らが避難をしたり，やむを得ず避難後に転居するなどして移転したりするのに要した交通費である。

イ 一時立入移動費

原告らが，避難先から避難元へ一時帰宅した場合移動に要した交通費である。

ウ 面会交流費

避難したことによって，親が子に面会するために移動が必要になった場合の交通費である。

(2) 考え方

移動区間や移動方法により算出される定額を損害額とする。

ただし，実額が定額を上回っている場合には，実額を損害額とする。

(3) 根拠（甲D共156・12～13頁，136～145頁）

避難指示区域内の避難者を対象とする直接請求において，被告東京電

力自身が上記の考え方に基づいて賠償を行っている。

また、区域外避難者を対象とするADRにおいても、基本的に上記考え方に準拠した運用がなされている。

2 引越費用

(1) 概要

原告らが避難をするにあたって、上記交通費以外に支出した引越費用である。

(2) 考え方

移動距離や使用車両の大きさに応じて算出される定額（別紙参照）を損害額とする。

ただし、実額が定額を上回っている場合には、実額を損害額とする。

(3) 根拠（甲D共157）

近畿運輸局が示している「引越料金のしくみ」によると、引越費用の基準運賃は上記の考え方で算出されている。なお、実際の引越料金は、基準運賃に実費やサービス料が加算されるため、より高額となる。

3 家財道具購入費

(1) 概要

原告らが避難先で家財を購入する場合に要した費用である。

(2) 考え方

家族全員で避難している場合には定額で15万円、家族の一部が避難している場合は定額で30万円とする。

ただし、実額が定額を上回っている場合には、実額を損害額とする。

(3) 根拠（甲D共158・27頁）

区域外避難者を対象とするADRの運用にならったものである。

4 世帯分離による生活費増加

(1) 概要

原告らの世帯が避難によって分離した場合に、重ねて必要となる生活費である。

ただし、実額が定額を上回っている場合には、実額を損害額とする。

(2) 考え方

世帯分離後、少ない人数で生活するグループの人数が1人の場合は月額3万円、2人の場合は月額4万円、3人の場合は月額5万円とする。

(3) 根拠（甲D共158・27頁）

区域外避難者を対象とするADRの運用にならったものである。

5 避難雑費

(1) 概要

原告らが避難するにあたっては、避難のための下見費用、宿泊費、引っ越し費用、帰省費用の増額など、上記に包含されない様々な諸費用を避難雑費として請求する。

(2) 考え方

1人につき月額1万円とする。

ただし、実額が定額を上回っている場合には、実額を損害額とする。

6 その他の生活費増加

(1) 概要

原告らの中には、家賃の増加や、学用品の新規購入など、上記に包含されない生活費の増加を余儀なくされた者がいるため、こうした費用についても請求する。

(2) 考え方

実額を請求する。

7 動産

(1) 概要

原告らの中には、避難にあたって、避難先に持って行くことができない動産を避難元に残置したり、廃棄したりせざるを得なかった者がいる。

そこで、こうした避難元残置物、廃棄物となった動産の価額についても損害として請求する。

(2) 考え方

実額を請求する。

第2 逸失利益（就労不能損害）

1 概要

原告らは、避難を余儀なくされたことによって、避難前に就いていた仕事を辞めたり、廃業・休業したりせざるを得なかった。また、避難先において直ちに同等の仕事ができる就職先を見つけたり、営業を再開したりすることも極めて困難であった。

そこで、避難しなければ得られたであろう避難前の収入を就労不能損害として請求する。

2 考え方

避難前の収入額を基準とし、基準時である平成30年6月30日までの間、就労できなかった期間に応じた額を算出する。避難後に再就職をした場合には、避難前の収入と再就職後の収入の差額を損害とする。

第3 精神的損害

1 避難慰謝料

(1) 概要

原告らは、原発事故により避難を余儀なくされることで生活基盤を奪われ、避難先で不自由な生活を強いられている。こうした原告らの避難先に避難することによって伴う精神的苦痛を、避難慰謝料として請求する。

(2) 考え方

少なくとも、原発事故発生以降、原告1名につき月額35万円を下らない。

(3) 根拠

上記の精神的苦痛は、入院によって不自由な生活を強いられている入院患者が受ける精神的苦痛を同程度と考えられるため、交通事故における入院慰謝料（むちうち症等で他覚症状がない場合における入院慰謝料1月分）を基準とする。

2 コミュニティ侵害に基づく慰謝料

(1) 概要

原発事故発生により、これまで営んできた生活を失い、人間関係を失い、故郷を失ったことで、原告らにはコミュニティを喪失するといういまだかつてない精神的苦痛をもたらしたものである。したがって、かかる精神的苦痛を原因とする慰謝料を請求するものである。

(2) 考え方

少なくとも原告1名につき1000万円を下らない。

3 その他

原告らの精神的損害は、避難慰謝料、コミュニティ侵害に基づく慰謝料に尽きるものではない。以上